

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
デビットカード取引規定 第1章 デビットカード取引 1 適用範囲 次の各<u>項</u>のうち、いずれかの者（以下、<u>「加盟店」</u>といいます。）に対して、デビットカード（当組合がカード規定および I C カード規定にもとづいて、普通貯金（総合口座取引の普通貯金を含みます。）、J A カードローン、営農ローンについて発行する J A キャッシュカード（<u>以下、<u>「カード」</u></u>）といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、<u>「売買取引」</u>）といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下、「売買取引債務」といいます。）を当該カードの貯金口座（以下、「貯金口座」といいます。）から貯金の引落とし（総合口座取引規定、J A カードローン取引約定書およびカード規定、I C カード規定、営農ローン取引約定書および営農ローン利用規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下、<u>本章</u>において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取<u>り</u>扱います。 (1) 日本デビットカード推進協議会（以下、「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、「加盟店金融機関」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当会のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。 (2) （省 略） (3) （省 略） 2 利用方法等 (1) （省 略） (2) （省 略） (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。 a 停電、故障等により端末機による取扱<u>い</u>ができない場合 b <u>1</u>回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合または最低限度額に満たない場合 c （省 略） (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。 a <u>1</u>日あたりのカードの利用金額（カード規定、I C カード規定による払戻<u>し</u>金額を含みます。）が、当会が定めた範囲を超える場合 b （省 略）	デビットカード取引規定 第1章 デビットカード取引 1. <u>（適用範囲）</u> 次の各<u>号</u>のうち、いずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当組合がカード規定および I C カード規定にもとづいて、普通貯金（総合口座取引の普通貯金を含みます。）、J A カードローン、営農ローンについて発行する J A キャッシュカード<u>。以下「カード」</u>）といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの貯金口座（以下「貯金口座」といいます。）から貯金の引落とし（総合口座取引規定、J A カードローン取引約定書およびカード規定、I C カード規定、営農ローン取引約定書および営農ローン利用規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取 <u>（追加）</u> 扱います。 ① 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店金融機関」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当会のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。 ② （省 略） ③ （省 略） 2. <u>（利用方法等）</u> (1) （省 略） (2) （省 略） (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。 ① 停電、故障等により端末機による取扱 <u>（追加）</u> ができない場合 ② <u>1</u>回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合または最低限度額に満たない場合 ③ （省 略） (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。 ① <u>1</u>日あたりのカードの利用金額（カード規定、I C カード規定による払戻 <u>（追加）</u> 金額を含みます。）が、当会が定めた範囲を超える場合 ② （省 略）

改正後	改正前
<u>c</u> （省 略） (5) （省 略）	<u>③</u> （省 略） (5) （省 略）
<u>3</u> デビットカード取引契約 (1) 前条第<u>1</u>項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を貯金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、<u>「</u>デビットカード取引契約<u>」</u>といいます。）が成立するものとします。 (2) （省 略） <u>a</u> 当会に対する売買取引債務相当額の貯金引落しの指図および当該指図にもとづいて引<u>き</u>落された貯金による売買取引債務の弁済の委託。なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。 <u>b</u> 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下、<u>本</u>条において「譲受人」といいます。）に対する、売買取引債務に<u>かか</u>る債権の譲渡に関して当該売買取引に<u>かか</u>る抗弁を放棄する旨の意思表示。 (3) （省 略）	<u>3.（デビットカード取引契約）</u> (1) 前条第<u>1</u>項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を貯金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、<u>（追加）</u>「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。 (2) （省 略） <u>①</u> 当会に対する売買取引債務相当額の貯金引落しの指図および当該指図にもとづいて引 <u>（追加）</u>落された貯金による売買取引債務の弁済の委託。なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。 <u>②</u> 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、売買取引債務に<u>係</u>る債権の譲渡に関して当該売買取引に<u>係</u>る抗弁を放棄する旨の意思表示。 (3) （省 略）
<u>4</u> 貯金の復元等 (1) デビットカード取引により貯金口座の貯金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当会を含みます。）に対して引<u>き</u>落された貯金相当額の金銭の支払<u>い</u>を請求する権利を有しないものとし、また当会に対して引落<u>し</u>された貯金の復元を請求できないものとします。 (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認書類を持参して、引<u>き</u>落された貯金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当会に取消しの電文を送信し、当会が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当会は引<u>き</u>落された貯金の復元をします。加盟店経由で引<u>き</u>落された貯金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店を通じて端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引<u>き</u>落された貯金の復元はできません。 (3) 第<u>1</u>項または前項において引<u>き</u>落された貯金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返	<u>4.（貯金の復元等）</u> (1) デビットカード取引により貯金口座の貯金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当会を含みます。）に対して引 <u>（追加）</u>落された貯金相当額の金銭の支払 <u>（追加）</u>を請求する権利を有しないものとし、また当会に対して引落 <u>（追加）</u>された貯金の復元を請求できないものとします。 (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認書類を持参して、引 <u>（追加）</u>落された貯金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当会に取消しの電文を送信し、当会が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当会は引 <u>（追加）</u>落された貯金の復元をします。加盟店経由で引 <u>（追加）</u>落された貯金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店を通じて端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引 <u>（追加）</u>落された貯金の復元はできません。 (3) 第<u>1</u>項または前項において引 <u>（追加）</u>落された貯金の復元等ができないときは、加盟店から現

改正後	改正前
金を受ける等、加盟店との間で解決してください。 (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第<u>1</u>項から前項に準じて取<u>り</u>扱うものとします。 (5) (省 略) <u>5</u> 読替規定 カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびに I Cカード規定の適用については、 同規定第<u>6</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第<u>6</u>条第<u>1</u>項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第15 条中「貯金機、<u>支</u>払機、<u>振込機</u>」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。 第<u>2</u>章 キャッシュアウト取引 <u>1</u> 適用範囲 次の各<u>項</u>のうち、いずれかの者（以下、<u>「C O加盟店」</u>といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代<u>（削除）</u>りに当該現金の対価を支払う取引（以下、「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下、「対価支払債務」といいます。）を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、J Aカードローン取引約定書およびカード規定、I Cカード規定、営農ローン取引約定書および営農ローン利用規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、「C Oデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取<u>り</u>扱います。 <u>(1)</u> 協議会所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会にC O直接加盟店として登録され加盟店金融機関と規約所定のC O直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「C O直接加盟店」といいます。）であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当会が承諾したもの<u>。</u> <u>(2)</u> 規約を承認のうえ、C O直接加盟店と規約所定のC O間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当会が承諾したもの<u>。</u> <u>(3)</u> 規約を承認のうえ協議会にC O任意組合として登録され、加盟店金融機関とC O直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該C O加盟	金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。 (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第<u>1</u>項から前項に準じて取<u>（追加）</u>扱うものとします。 (5) (省 略) <u>5.（読替規定）</u> カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびに I Cカード規定の適用については、 同規定第<u>7</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第<u>7</u>条第<u>1</u>項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第15 条中「貯金機、<u>支</u>払機、<u>振込機</u>」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。 第<u>2</u>章 キャッシュアウト取引 <u>1.（適用範囲）</u> 次の各<u>号</u>のうち、いずれかの者（以下 <u>（追加）</u>「C O加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代<u>わ</u>りに当該現金の対価を支払う取引（以下、「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下、「対価支払債務」といいます。）を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、J Aカードローン取引約定書およびカード規定、I Cカード規定、営農ローン取引約定書および営農ローン利用規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、「C Oデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取 <u>（追加）</u>扱います。 <u>①</u> 協議会所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会にC O直接加盟店として登録され加盟店金融機関と規約所定のC O直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「C O直接加盟店」といいます。）であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当会が承諾したもの <u>（追加）</u> <u>②</u> 規約を承認のうえ、C O直接加盟店と規約所定のC O間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該C O加盟店におけるC Oデビット取引を当会が承諾したもの <u>（追加）</u> <u>③</u> 規約を承認のうえ協議会にC O任意組合として登録され、加盟店金融機関とC O直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該C O加

改正後	改正前
店におけるＣＯデビット取引を当会が承諾したもの。 <u>2</u> <u>利用方法</u> （省 略） (1) （省 略） (2) （省 略） <u>a</u> 停電、故障等により端末機による取扱<u>い</u>ができない場合 <u>b</u> <u>1</u>回あたりのカードの利用金額が、ＣＯ加盟店が定めた最高限度額を超える場合または最低限度額に満たない場合 (3) （省 略） <u>a</u> <u>1</u>日あたりのカードの利用金額（カード規定、ＩＣカード規定による払戻<u>し</u>金額を含みます。）が、当会が定めた範囲を超える場合 <u>b</u> 当会所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合 <u>c</u> カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合 <u>d</u> そのＣＯ加盟店においてＣＯデビット取引に用いることを当会が認めていないカードの提示を受けた場合 <u>e</u> ＣＯデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合 (4) （省 略） (5) （省 略） (6) （省 略） (7) （省 略） <u>3</u> <u>ＣＯデビット取引契約</u> (1) 前条第<u>1</u>項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を貯金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、「ＣＯデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。 (2) （省 略） <u>a</u> 当会に対する対価支払債務相当額の貯金の引落<u>し</u>の指図および当該指図に基づいて引落<u>し</u>された貯金による対価支払債務の弁済の委託。 なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。 <u>b</u> ＣＯ加盟店銀行、ＣＯ直接加盟店またはＣＯ任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に<u>かかる</u>債権の譲渡に関して当該売買取引に<u>かかる</u>抗弁を放棄する旨の意思表示。	盟店におけるＣＯデビット取引を当会が承諾したもの。<u>(追加)</u> <u>2.</u> <u>(利用方法等)</u> （省 略） (1) （省 略） (2) （省 略） <u>①</u> 停電、故障等により端末機による取扱<u>(追加)</u>ができない場合 <u>②</u> <u>1</u>回あたりのカードの利用金額が、ＣＯ加盟店が定めた最高限度額を超える場合、<u>または</u>最低限度額に満たない場合 (3) （省 略） <u>①</u> <u>1</u>日あたりのカードの利用金額（カード規定、ＩＣカード規定による払戻<u>(追加)</u>金額を含みます。）が、当会が定めた範囲を超える場合 <u>②</u> 当会所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合 <u>③</u> カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合 <u>④</u> そのＣＯ加盟店においてＣＯデビット取引に用いることを当会が認めていないカードの提示を受けた場合 <u>⑤</u> ＣＯデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合 (4) （省 略） (5) （省 略） (6) （省 略） (7) （省 略） <u>3.</u> <u>(ＣＯデビット取引契約)</u> (1) 前条第<u>1</u>項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を貯金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、「ＣＯデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。 (2) （省 略） <u>①</u> 当会に対する対価支払債務相当額の貯金の引落しの指図および当該指図に基づいて引落<u>(追加)</u>された貯金による対価支払債務の弁済の委託。 なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。 <u>②</u> ＣＯ加盟店銀行、ＣＯ直接加盟店またはＣＯ任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に<u>係る</u>債権の譲渡に関して当該売買取引に<u>係る</u>抗弁を放棄する旨の意思表示。

改正後	改正前
なお、当会は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。 (3) (省 略) <u>4</u> 貯金の復元等 (1) ＣＯデビット取引により貯金口座の貯金の引落しがされたときは、ＣＯデビット取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてＣＯデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、ＣＯ加盟店以外の第三者（ＣＯ加盟店の特定承継人および組合を含みます。）に対して引落<u>し</u>された貯金相当額の金銭の支払<u>い</u>を請求する権利を有しないものとし、また、当会に対して引落<u>し</u>された貯金の復元を請求できないものとします。 (2) 前項にかかわらず、ＣＯデビット取引を行ったＣＯ加盟店にカードおよびＣＯ加盟店が必要と認める本人確認書類を持参して、引<u>き</u>落された貯金の復元をＣＯ加盟店経由で請求し、ＣＯ加盟店がこれを受けて端末機から当会に取消しの電文を送信し、当会が当該電文をＣＯデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当会は引<u>き</u>落された貯金の復元をします。ＣＯ加盟店経由で引<u>き</u>落された貯金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはＣＯ加盟店にカードを引き渡したうえＣＯ加盟店を通じて端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引<u>き</u>落された貯金の復元はできません。 なお、ＣＯデビット取引契約の解消は、<u>1</u>回のＣＯデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるＣＯデビット取引契約を解消することもできません。）。 (3) 第<u>1</u>項または前項において引落<u>し</u>された貯金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で解決してください。 (4) 第<u>2</u>項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびＣＯデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で精算をしてください。 (5) ＣＯデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためＣＯデビット取引契約が成立した場合についても、本条第<u>1</u>項から前項に準じて取扱うものとします。 (6) (省 略) <u>5</u> ＣＯデビット取引にかかる情報の提供	なお、当会は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。 (3) (省 略) <u>4. (貯金の復元等)</u> (1) ＣＯデビット取引により貯金口座の貯金の引落しがされたときは、ＣＯデビット取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてＣＯデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、ＣＯ加盟店以外の第三者（ＣＯ加盟店の特定承継人および当会を含みます。）に対して引落<u>(追加)</u>された貯金相当額の金銭の支払<u>(追加)</u>を請求する権利を有しないものとし、また、当会に対して引落<u>(追加)</u>された貯金の復元を請求できないものとします。 (2) 前項にかかわらず、ＣＯデビット取引を行ったＣＯ加盟店にカードおよびＣＯ加盟店が必要と認める本人確認書類を持参して、引<u>(追加)</u>落された貯金の復元をＣＯ加盟店経由で請求し、ＣＯ加盟店がこれを受けて端末機から当会に取消しの電文を送信し、当会が当該電文をＣＯデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当会は引<u>(追加)</u>落された貯金の復元をします。ＣＯ加盟店経由で引<u>(追加)</u>落された貯金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはＣＯ加盟店にカードを引き渡したうえＣＯ加盟店を通じて端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引<u>(追加)</u>落された貯金の復元はできません。 なお、ＣＯデビット取引契約の解消は、<u>1</u>回のＣＯデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるＣＯデビット取引契約を解消することもできません。）。 (3) 第<u>1</u>項または前項において引落<u>(追加)</u>された貯金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で解決してください。 (4) 第<u>2</u>項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびＣＯデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で精算をしてください。 (5) ＣＯデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためＣＯデビット取引契約が成立した場合についても、本条第<u>1</u>項から前項に準じて取扱うものとします。 (6) (省 略) <u>5. (ＣＯデビット取引にかかる情報の提供)</u>

改正後	改正前
(省 略) <u>6</u> 読替規定 カードをＣＯデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにＩＣカード規定の適用については、同規定第<u>6</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびＣＯデビット取引」と、同規定第<u>6</u>条第<u>1</u>項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびＣＯデビット取引をする場合」と、同規定第15条中「貯金機<u>、</u>支払機<u>、</u>振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。 第3章 公金納付 <u>1</u> 適用範囲 利用者が、次の各<u>項</u>のうちいずれかの者（以下、「公的加盟機関」といいます。）に対して、協議会所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1<u>項</u>においては規約所定の加盟機関銀行が、第2<u>項</u>においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2<u>項</u>においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務にかかる費用相当額）を支払う債務（以下、「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、ＪＡカードローン取引約定書およびカード規定、ＩＣカード規定、営農ローン取引約定書および営農ローン利用規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取<u>り</u>扱います。 (1) (省 略) (2) (省 略) 2 準用規定等 (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第1章の2「<u>利用方法等</u>」、3「<u>デビットカード取引契約</u>」、4「<u>貯金の復元等</u>」および5「<u>読替規定</u>」を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。	(省 略) <u>6.</u> (<u>読替規定</u>) カードをＣＯデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにＩＣカード規定の適用については、同規定第<u>7</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびＣＯデビット取引」と、同規定第<u>7</u>条第<u>1</u>項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびＣＯデビット取引をする場合」と、同規定第15条中「貯金機<u>・</u>支払機<u>・</u>振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。 第<u>3</u>章 (公金納付) <u>1.</u> (<u>適用範囲</u>) 利用者が、次の各<u>号</u>のうちいずれかの者（以下、「公的加盟機関」といいます。）に対して、協議会所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1<u>号</u>においては規約所定の加盟機関銀行が、第2<u>号</u>においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2<u>号</u>においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務にかかる費用相当額）を支払う債務（以下、「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、ＪＡカードローン取引約定書およびカード規定、ＩＣカード規定、営農ローン取引約定書および営農ローン利用規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱<u>（追加）</u>います。 (1) (省 略) (2) (省 略) <u>2.</u> (<u>準用規定等</u>) (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第1章の2 (<u>利用方法等</u>)、3 (<u>デビットカード取引契約</u>)、4 (<u>貯金の復元等</u>)および5 (<u>読替規定</u>)を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

改正後	改正前
(2) 前項にかかわらず、前記第1章2(3) <u>c</u>は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。 (3) (省 略) 第4章 管理 <u>1</u> 利用停止 カードによる取引（第1章、第3章の「デビットカード取引」ならびに第2章の「ＣＯデビット取引」をいい、以下、本章において「デビットカード取引」とい<u>います</u>。）を希望されない場合は、当会所定の方法によりデビットカード取引機能停止の手続<u>き</u>を行ってください。この手続<u>き</u>を行ったときは、当会はデビットカード取引を行う機能を停止する措置を講じます。この手続<u>き</u>を行う前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>2</u> カード・暗証番号の管理等 (1) カードは第三者に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに貯金者から当会へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前<u>条</u>に基づきデビットカード取引機能を停止する措置を講じます。 (2) (省 略) (3) (省 略) <u>3</u> 規定の準用 この規定に定めのない事項についてはカード規定、ＩＣカード規定 <u>(削除)</u> またはＪＡカード（一体型）規定により取り扱います。 <u>4</u> 規定の改定 (1) (省 略) (2) (省 略) 以 上 (2 0 2 6 年 7 月 1 日)	(2) 前項にかかわらず、前記第1章 <u>2.</u> (3) <u>③</u>は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。 (3) (省 略) 第4章 管理 <u>1.</u> <u>(利用停止)</u> カードによる取引（第1章、第3章の「デビットカード取引」ならびに第2章の「ＣＯデビット取引」をいい、以下、本章において「デビットカード取引」とい<u>う</u>。）を希望されない場合は、当会所定の方法によりデビットカード取引機能停止の手続 <u>(追加)</u>を行ってください。この手続 <u>(追加)</u>を行ったときは、当会はデビットカード取引を行う機能を停止する措置を講じます。この手続 <u>(追加)</u>を行う前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>2.</u> <u>(カード・暗証番号の管理等)</u> (1) カードは第三者に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに貯金者から当会へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前<u>記1</u>に基づきデビットカード取引機能を停止する措置を講じます。 (2) (省 略) (3) (省 略) <u>3.</u> <u>(規定の準用)</u> この規定に定めのない事項についてはカード規定、ＩＣカード規定 <u>,</u> またはＪＡカード（一体型）規定により取り扱います。 <u>4.</u> <u>(規定の改定)</u> (1) (省 略) (2) (省 略) 以 上 (2 0 2 3 年 6 月 1 日)